

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 7 年 3 月 4 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 キリン堂守山駅前店 守山市梅田町字八ノ坪 28－1 ほか 10 筆、字中ノ町 311、312 番地
- 2 意見の概要
 - (1) 守山市からの意見
 - ア 守山市の生活環境を保全する条例（昭和 51 年守山市条例第 26 号）を遵守し、当該条例施行規則（平成 18 年守山市規則第 61 号）第 3 条の特定工場に該当する設備がある場合は必要な書類の提出を行うこと。
 - イ 明示されている騒音対策の他、室外機や換気扇等による騒音で、近隣住民の生活環境に影響を及ぼさないよう対策すること。
 - ウ 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例（平成 9 年守山市条例第 4 号）並びにその他法令に基づき、廃棄物の適正な処理および再資源化に努めること。
 - (2) 住民からの意見なし
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号
 - (2) 縦覧期間 令和 7 年 3 月 4 日から令和 7 年 4 月 4 日まで